

宜野湾市監査委員告示第 6 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成21年10月26日

宜野湾市監査委員

崎 間 興 政

大 城 政 利

1. 監査の期間

平成21年9月7日から平成21年10月26日まで

2. 監査の対象

企画部

企画政策課、秘書広報課、財政課

基地政策部

基地渉外課、基地跡地対策課

3. 監査の範囲

平成21年度財務に関する事務の執行

・平成21年度の契約関係文書

・その他

4. 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については概ね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

企画政策課

1. 事業執行手続きについて

次の契約は、見積り依頼の起案文書がない。委託契約金額が10万円未満の場合は、市財務規則第114条の規定により予定価格調書は省略できているが、同規則第5条別表第2の財務事務専決事項では、契約の方法を決定するのは課長となっていることから、契約方法の決定並びに見積りの依頼は、起案による課長の意思決定が必要である。

- (1) 人材育成交流センターめぶきごみ処理業務委託契約
- (2) 人材育成交流センターめぶき消防設備保守点検業務委託契約
- (3) 人材育成交流センター土地賃貸借契約

2. 人材育成交流センターめぶき昇降機保守管理業務委託について

見積書の提出日が見積り依頼より前の日付になっており、不適切である。見積書の提出は、依頼したその日以降に提出させるべきである。

3. 人材育成交流センター土地賃貸借契約について

本件の契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号別表第5の6を適用して随意契約となっているが、地方自治法逐条解説では、同施行令の「物件」は、ほぼ「物」と同義に解されており、無体財産(特許権等)以外は「物」と解されていることから、土地は物件であり同施行令別表第5の3「物件の借入」が適切である。

4. 指名競争入札で契約する場合の適用条項の明示について

地方公共団体の契約の締結については、一般競争入札が原則とされており、指名競争入札ができるケースは、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条により次の三つの場合と定められている。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

よって、「一般競争入札」以外で執行する場合には、該当する適用条項を明らかにし起案文書等に記載するようにするのが適当と解される。

そこで、指名競争入札で契約した次の契約についても、該当する適用条項を明示するべきである。

- ア 人材育成交流センター清掃業務委託契約
- イ 車両(軽自動車)購入契約

5. 契約件名の正式名称について

宜野湾市人材育成交流センターの設置及び管理に関する条例第2条第1号に定める名称は「宜野湾市人材育成交流センターめぶき」となっているため、契約件名は統一した名称にするべきである。

秘書広報課

1. 「市報ぎのわん」等の配布に関する業務委託契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用して宜野湾市シルバー人材センターと随意契約により契約を締結しているが、同号を適用する場合は、市財務規則第113条第2項の規定に基づき、契約を締結する前と契約を締結した後において、契約内容等を公表することになっており、その公表がなされていないのは不適切である。

2. 「市報ぎのわん」広告枠売買契約について

(1) 「市報ぎのわん」広告掲載基準に基づき、市が契約した「市報ぎのわん」の印刷製本の請負業者に売却するとして売買契約を締結しているが、予定価格の設定や見積書の徴取がなされていない。

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合に、契約金額を決定する基準として長があらかじめ作成する見積価格とされており、地方自治法第234条第3項では「契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格で申込みをした者を契約の相手方とするものとする」となっている。

これは、地方公共団体にとって最も有利な条件を提示した者を契約の相手方とする意味であり、収入の原因となる契約においては予定価格以上の価格で申込みをした者のうち最高の価格をもって入札した者、支出の原因となる契約においては予定価格以下の価格で申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者が落札者となるということである。

また、見積書は契約の相手方の「申込み」であり承諾の意思表示でもあるので、市財務規則の規定による省略ができる場合を除き、見積書は必ず徴取すべきである。

したがって、収入の原因となる契約においても予定価格の設定や見積書の徴取等の一連の契約の手続きは、市財務規則に則って行うべきである。

(2) 同売買契約については、印刷製本請負業者に特定する明確な理由の記載がなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用して「市報ぎのわん」の印刷製本請負業者と随意契約により契約を締結しているが、同

号を適用する場合は、同号でいう「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とするに足りる十分な理由が必要である。

なお、広告取扱業者は、市内外に数多く存在すると考えられることから、入札参加の機会均等を図り、より公平で公正な契約事務を執行するためには競争入札によるべきである。

3. 宜野湾市国際交流協会への補助について

当該補助事業については、宜野湾市公共団体育成補助金交付規定に基づき、補助金交付申請の提出後、補助指令書により補助金を交付しているが、補助指令には条件は記してあるけれども、具体的な使途は明記していないので、宜野湾市国際交流協会が実施しているどの事業に対して補助を行っているのか、不明である。

補助金は、公益上必要があると認められた場合に支出するものであるが、補助金の支出に当たっては、その補助効果を検証する必要があるので、具体的な使途を明確にするべきである。

基地渉外課

嘉数高台展望台設置パネルの取替え設置業務委託契約について

本件の契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号別表第5の1を適用して随意契約となっているが、同別表第5の1は「工事又は製造の請負」であり、業務委託は、同別表第5の6「前各号に掲げるもの以外のもの」が適切である。

基地跡地対策課

瑞慶覧地区事業化計画検討業務委託契約について

本件は、指名競争入札を執行し契約を締結しているが、法令上の適用条項が示されていないのは不適切である。